

# 筋プリント WEBアプリ商品使用規約書

この度は、弊社商品をご購入いただき誠にありがとうございます。次に記載する商品はCDが付属されております。そのため、著作権の細かな規定がございます。お手数ではありますが、最初に目を通していただきますようお願いいたします。

※著作権保護目的でCDメディア内に、お客様の商品登録番号を特殊方法で入れてあります。上記方法にてお客様のデータ管理を行っておりますのでご了承下さい。万が一、同一登録番号の商品が確認された場合、ご本人様確認をさせていただく場合もございます。その際は、どうかご協力をお願いいたします。

## (1)著作権に関して

本商品の著作権は作成者 株式会社I.S.E.(以下 甲と称す)に帰属します。

商品のすべての内容は、日本の著作権法、及び国際条約によって保護されています。

・甲が事前に書面をもって許可した場合・ご購入者様自身の学習活用を除き、本書の一部、または全部を、あらゆるデータ蓄積手段(印刷物、電子ファイル、ビデオ、テープレコーダー、CD、MD、mp3等)により他人へ複製、流用、転載、転売することを固く禁じます。

・著作権の侵害につきましては、著作権法第119条などの罰則がありますのでご注意ください。

第119条次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

①著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害した者(第30条第1項(第102条第1項において準用する場合を含む。))に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第113条第3項の規定により著作者人格権、著作権、実演家人格権若しくは著作隣接権(同条第4項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第120条の2第3号において同じ。))を侵害する行為とみなされる行為を行った者、または第113条第5項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。)

②営利を目的として、第30条第1項第1号に規定する自動複製機器を著作権、出版権または著作隣接権の侵害となる著作物または実演等の複製に使用させた者。

## (2)著作権について

・商品の使用に関する同意書

本同意書は、弊社のCDが含まれる商品を購入した個人または法人(以下、乙と称す)と甲との間で、の使用に関する一切の係に適用します。商品を乙が受け取り、商品ごとの個別の梱包素材、梱包封筒を開封した場合には、本同意書に記載されたすべての事項に同意したものとみなします。

第1条(本同意書の目的)乙は、本同意書に基づき、甲が著作権を有する商品に含まれる情報(CD)を使用することができます。

第2条(知的財産侵害の禁止)乙は、商品に関するすべての知的財産権が甲に帰属することを承諾し、その権利を侵害しないことを約します。

乙は、甲の書面による事前許可が得られない場合は、以下の行為を行ってははいけません。特に商品を他者に貸与、公開することを固く禁じます。乙は、自らの学習においてのみ、商品に関する情報を使用できるものとします。(1)商品の複製、転写、転載、改ざん、部分使用(2)商品の内容の一部または全部に関する出版、講演、広報活動(3)商品の内容に関して取材を受ける行為(4)商品の内容に関して不特定多数人に告知する行為(5)その他、前各号に該当するおそれのある行為、またはこれに類する行為。

第3条(損害賠償)乙が本同意書の第2条に違反した場合、乙は甲に対し、その違約金として、損害賠償を支払うものとします。また、乙が本同意書に反した行為、または不正、違法な行為によって甲に損害を与えた場合は、甲は乙に対し損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第4条(責任の範囲)甲は、乙に対し、商品の使用により発生した一切の損害について責任を負わないものとし、損害賠償の義務もないものとします。

第5条(本同意書の変更)甲は、本同意書の内容をいつでも変更、追加、削除できるものとし、文書、電子メールによるお知らせなど甲が適当と考える方法により乙に通知します。本同意書の内容の変更がなされたことの通知を乙が受け取った後に、乙が商品の使用を継続する場合は、本同意書の変更を承諾したものとみなします。

第6条(裁判管轄)本同意書に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

